平成２２年（フ）第１５６号
函館市山の手３丁目15番16号
債務者　西村　紫穂（旧姓大坂）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２０号
岩手県二戸市浄法寺町小平９番地
債務者　堀内　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２８号
岩手県久慈市小久慈町第34地割８番地　さいわい団地３―35号
債務者　一田久美子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県久慈市門前第１地割151番地１　久慈亨和病院内
債務者　松山　健二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第３６号
広島県福山市横尾町２丁目24番７号　セフィーロ横尾201、旧住所広島県福山市加茂町字芦原70番地18
債務者　藤井　順子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第５８号
広島県福山市引野町３丁目10番８号
債務者　下井　一己
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６３号
広島県福山市熊野町甲1296番地２
債務者　門田喜久美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９０号
広島県福山市神辺町大字新徳田６番地、旧住所広島県福山市加茂町上加茂63番地の70
債務者　大内　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４２０号
大阪府吹田市岸部北２－３　Ｂ１―1304号、住民票上の住所大阪府吹田市竹谷町２番１―110号
債務者　沖野　公夫
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０号
愛知県みよし市三好町原32番地、旧住所愛知県豊明市二村台３丁目３番地１　豊明団地50棟502号
債務者　橋本　克之
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
島根県出雲市下古志町1661番地８
債務者　郷原　知子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第４１号
島根県出雲市小山町651番地17、前住所島根県出雲市小山町22番地13
債務者　岸　　純子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第７７号
栃木県足利市五十部町1552番地　五十部西山団地４―41
債務者　黒田　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１９９号
川崎市中原区新丸子東１丁目838番地　田中ビル203
債務者　藤田　理加
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第２１３号
長野県松本市大字島内3570番地１シティーハイムエイシュンＡ―102、前住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号
破産者　松本利佳子
1　主文　当裁判所が平成22年４月６日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号」とあるのを「長野県松本市大字島内3570番地１シティーハイムエイシュンＡ―102、前住所兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―107号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年４月19日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係